

道路反射鏡（カーブミラー）設置について

富里市 都市建設部建設課
令和6年1月16日 作成

1. はじめに

見通しの悪い交差点等を改善する際、道路構造の改良が理想的ですが、多額の費用と長い時間を要すため、道路反射鏡（以下、カーブミラーという）の設置が視距の確保に有効な対策とされてきました。

富里市では、カーブミラーの新設要望を受理した際は、要望箇所において直接目視の安全確認が可能かどうか現地を調査し、設置の可否を判断しています。以前までは、交差点内の視距が少しでも足りなければ危険と判断し、積極的に新設を進めてきました。しかし、近年、道路施設全般の老朽化により、道路維持管理に関する財政状況は厳しさを増し、限られた予算や人員でメンテナンスをする必要があります。また、カーブミラーの死角に起因する、歩行者や自転車の巻き込み事故も増えている状況です。

以上により、現在、カーブミラーの新設については、維持管理費用の増大に加え、設置したことによるデメリットもあることから、総合的に判断しています。



2. カーブミラーの特性

カーブミラーは、建物や擁壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、原則、車両同士の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置するものです。カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

メリット

- ・ 視距が足りない交差点又はカーブにおいては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーを設置することにより工事費を抑えられ、早期の安全対策に繋がる。
- ・ カーブミラーが設置されていることにより、視距が足りず危険な交差点であると認識できる。

デメリット

- ・ 図1のとおり、カーブミラーでは見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ・ 接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ・ カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感が把握しづらい。
- ・ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。

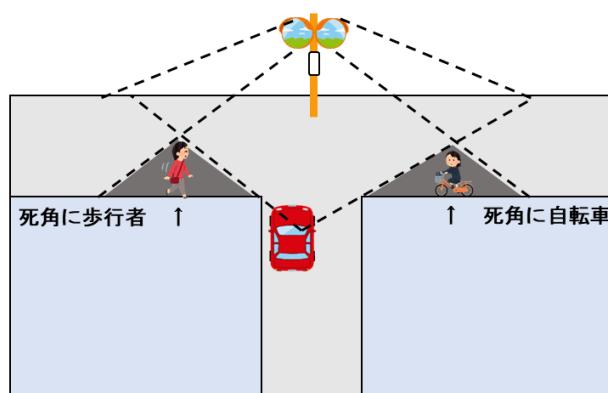


図 1



近年、カーブミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうケースが増えています。例えば、カーブミラーだけを注視することにより、本来行うべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、歩行者巻き込み事故等が発生する事態となっています。これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

※カーブミラーはあくまで安全確認の【補助施設】であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。



3. カーブミラーの設置

カーブミラーには前記のような特性があるため、基本的には要望に応じて現地を調査し、設置を検討します。直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないことがあります。

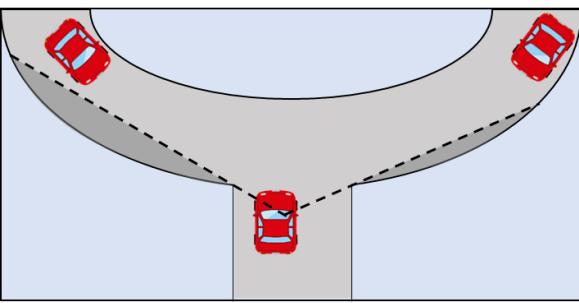
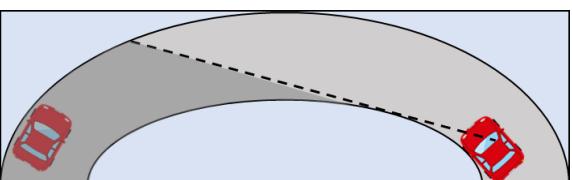
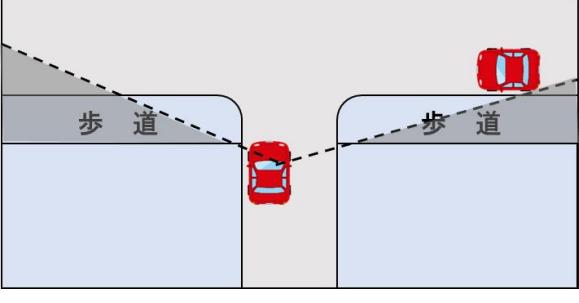
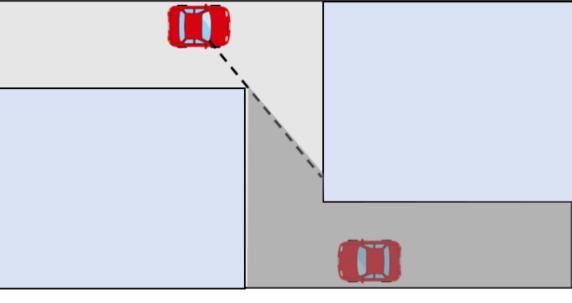
なお、設置しないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、交差点マークや白線等の路面標示を提案する場合があります。路面標示等を設置することにより、運転者に対して、危険な箇所であると視覚的に認識させ、慎重な運転に繋げることが、事故を減らす上で重要と考えています。

(1) 交差点における一般的な設置の判断基準例

カーブミラーの設置は、以下の例を基本として判断します。

設置しないと判断する例 (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)	設置を検討する例
①空き地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合	①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合	②内へカーブしており、見通しが確保できない場合



<p>③外へカーブしており、見通しが確保されている場合</p> 	<p>③急カーブで見通しが確保できない場合</p> 
<p>④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合</p> 	<p>④屈折部で、見通しが確保できない場合</p> 
<p>⑤行き止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合</p> 	



(2) 市でカーブミラーを設置しない場合

次の箇所については、利用者や受益者が限定されるため市では設置しません。

①私道と市道の交差点及び私道内（図2）。

②個人宅や事業所、施設等からの出入口（図3）。

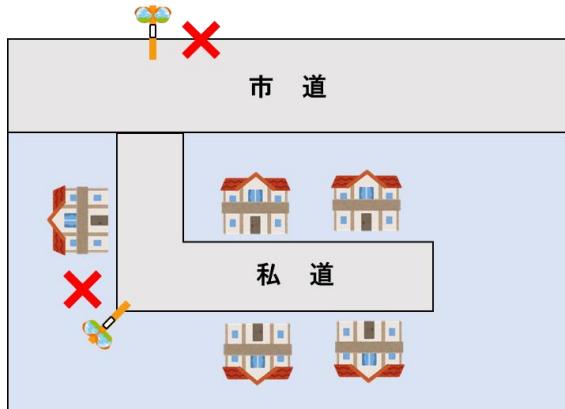


図2

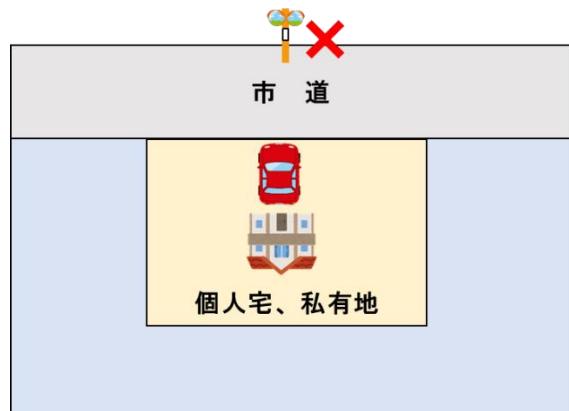


図3

(3) 市でカーブミラーを設置できない場合

富里市で定めた構造のカーブミラーを道路の通行又は利用上において安全な箇所に設置できない場合は設置しません。また、民地に設置する場合は地権者の無償使用が認められない場合も設置はできません。

(4) 歩道部でのカーブミラー等の設置

歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点については、事故の多発等により特に危険と認められ、設置場所等の条件が適合する場合には、カーブミラーや路面標示等を設置します。

(5) カーブミラーの撤去

既存のカーブミラーについては、以下の理由により撤去となる場合があります。

- ①私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となる場合。
- ②カーブミラー隣接地の形状変更に伴い、カーブミラーが通行等の妨げになる場合。



(6) 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等
私有地内の形状変更（出入り口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は、自費工事での対応となります。

また、自己都合によるカーブミラー等公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、自費工事での対応となります。

(7) カーブミラーの設置後

設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見通しが悪い場合は、建設課へご連絡お願いします。現地を確認し、角度調整等の対応を行い改善します。

※車両の接触等により傷つく等破損したカーブミラーの中で、角度調整により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用していきます。



(8) カーブミラーの設置要望

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。基本的には、お住いの自治会を通じて建設課へ要望していただくようお願いします。自治会におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意いただくようお願いします。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。
事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

